

(様式第2号)

令和元年度第2回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	令和元年6月7日(金) 9:30 ~ 11:30
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 島田 茂 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 委 員 大久保 規子 事 務 局 吉田課長, 前川係長, 矢代主事, 洲崎主事
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者6人中6人の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アおよびウの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 非公開の決定
- (3) 議題

ア 平成30年4月12日付け芦固審発第3-2号公文書不存在決定に係る審査請求(平成30年7月3日付け)について

イ 学校と警察との相互連携に係る体制の整備について

ウ 平成31年3月20日付け芦総課第4391号公文書部分公開決定に係る審査請求(令和元年5月4日付け)について

エ その他（平成30年度公文書公開の実施状況，個人情報保護制度の運用状況）

2 提出資料

「答申」

「公文書公開運用状況（平成9年度～30年度）」

「平成30年度 公文書公開請求 一覧表」

「個人情報保護運用状況（平成26年度～30年度）」

「平成30年度 個人情報開示請求 一覧表」

3 審議経過

開会

- (1) 平成30年4月12日付け芦固審発第3－2号公文書不存在決定に係る審査請求（平成30年7月3日付け）について

ア 次回，意見陳述を求める。

イ 継続審議とする。

- (2) 学校と警察との相互連携に係る体制の整備について

【議題2】

学校と警察との相互連携に係る体制の整備に伴う個人情報の取り扱いについて

【議題説明】

学校と警察との相互連携に係る体制の整備について，平成27年に発生した川崎市での中学1年生の殺人事件を受け，文科省から，「連続して欠席し，連絡がとれない児童生徒や，学校外の集団とのかかわりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全確保に向けた取り組みについて」という通知が出されました。

この通知の中で，学校は警察と連携して非行防止や犯罪被害防止等に関する情報を積極的に交換するなど，協働した取り組みの促進が認められました。これを受けて，兵庫県警から兵庫県内の各市町と，警察と学校が情報を連携でき

事務局

るように協定を締結することを進めているなかで、芦屋市の教育委員会にも協定の締結を求められたことから、教育委員会より諮問があったものです。

前回までの審議内容で、学校から警察へ相談または連絡し、情報提供する必要が生じた際に、どのような場合に学校から警察に情報を提供するのかということが論点となりました。協定書の第6条(1)学校から警察へ相談又は連絡し、情報提供する事案の項目カでは、その他児童生徒に係る事案で、警察との連携対応を要すると認められる事案と書かれており、また、項目アからオにも事案があがっていますが、結局、それ以外でも警察と連携することが必要であると認められれば提供できるといった包括的な内容になっているという御指摘を先生方からいただきました。

同様に、(2)警察から学校へ情報提供する事案ということにつきましても、例えば項目アは逮捕した犯罪少年に係る事案、これだけでしたらそれほど問題ないのではないかということだったのですが、項目エの(イ)に、その他その内容に鑑み、児童生徒に対する指導を促進するため、連絡責任者が特に学校に連絡が必要であると認めるものという形で記載があり、具体的ではなく包括的な内容になっているという御指摘もありました。

このような協定書の中身について、今までの御意見をまとめると、学校から警察へ提供される情報は、児童生徒の個人情報やセンシティブな情報であるということで、個別具体的な案件ごとに提供の必要性がちゃんと審議されるべきであるというような御意見を多数いただきました。

さらに、この協定が締結されなくても、普段より、警察から学校には必要な情報は提供されていますので、この協定自体、本当に締結する必要があるのかという御意見もいただきました。

今回、答申案にいただきました御意見をまとめさせていただきます。

島田会長
事務局
委員

では、答申案を朗読してもらい、先生方の御意見を聞いて確定していきましょう。

(答申案 朗読)

【意見】

協定書の第6条には情報提供する事案が列挙されていますが、この協定に

において事案に該当した場合、提供しなければならないのか、してもよいのかどちらでしょうか。提供しなかった場合、学校が提供を怠ったことになるのでしょうか。

提供しなければいけない等の判断は個別事案であり、この協定書自体の本来の目的は、いわゆる提供してもかまわないということが重要なポイントになっていると思います。

情報を提供する根拠としてこの協定書があるということなら、審査会としては、これを認めることはできないと思います。

(文言修正)

島田会長　これで確定ということで、本日付で答申しましょう。ありがとうございます。

(3) 平成31年3月20日付け芦総課第4391号公文書部分公開決定に係る審査請求（令和元年5月4日付け）について

ア 次回、審査請求人及び実施機関の意見陳述を求める。

イ 継続審議とする。

(4) その他（平成30年度公文書公開の実施状況、個人情報保護制度の運用状況）

事務局　【報告事項】
それでは、昨年度の公文書公開請求及び個人情報開示請求の運用状況について御報告します。

(資料1 公文書公開請求の運用状況読上げ)

例年とあまり変わらず、設計書等の請求が多く、また、不存在が9件と少し多かったところがありまして、請求されたものが打ち合わせの記録などで、事務事業に納得がいかないという方から、経緯等を求められたときに、記録をとっていなかったから不存在というものが見られました。会議録などはしっかり作成するように指導していますが、簡単な打ち合わせの記録も求められて、そ

ういった記録がとられていないというケースがありました。

(資料3 個人情報開示請求の運用状況読上げ)

こちらの内容は例年と変わらず、市民課の戸籍や住民票の写し等を第三者から取得されたものが本人に通知され、誰にとられたのか確認したいというものがほとんどですが、1件、一定期間の間にとられた申請書等とログについて見たいという方が来られまして、その中に犯罪捜査のための警察からの照会というものがあって、どうすべきか迷った請求がございました。

存否応答拒否しますと、明らかに警察からの照会だなということがわかってしまい、開示するにしても、捜査に支障があったらいけないということで対応に迷ったケースがあったのですが、幸いその照会がもう5年以上前のものと古く、警察に確認すると捜査が終わっているので出してもかまわないということで、出すことになりました。今後そういったものがあって、直近の捜査、ある程度の期間で申請書をとられた場合等に、そういう警察の捜査の支障となりうるものがあつたらどうしたらいいのかなというところが今後迷うところかなという課題が出てきました。

御報告は以上です。

閉会